

## 品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱

制定 平成 28 年 7 月 25 日 区長決定  
要綱第 223 号  
改正 平成 29 年 3 月 28 日 区長決定  
要綱第 36 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、住宅に感震ブレーカーを設置した者に対し、その費用の一部を補助することにより、震災時における電気に起因する火災を抑制するための感震ブレーカーの設置を促進し、通電火災による被害の減少および地域防災力の向上を図り、安全で災害に強いまちづくりに寄与することを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 感震ブレーカー 地震発生時、住宅内の電気を遮断することで電気に起因する出火を防止するための機具で、一般社団法人日本配線システム工業会の「感震機能付住宅用分電盤ガイドライン JWDS 0007 付 2」の規格で定める構造および機能を有する分電盤タイプのブレーカー
- (2) 補助対象経費 感震ブレーカーを取り付ける際の機具の購入および設置に要した費用の額に消費税額を合わせた額
- (3) 補助対象地域 東京都が平成 24 年 1 月に策定した木密地域不燃化 10 年プロジェクト実施方針内の不燃化推進特定整備地区（放射 2 号線および補助 28、29 号線沿道地区を除く）
- (4) 既設住宅 補助対象地域内にある木造戸建住宅および木造共同住宅
- (5) 新築住宅 補助対象地域内において木造戸建住宅または木造共同住宅に建て替えたもの
- (6) 補助決定者 既設住宅または新築住宅に居住し、既設住宅または新築住宅において感震ブレーカーの設置に伴う補助金の交付申請を区長へ行い、区長の補助金交付決定を受けた者
- (7) 指定業者 区と協定を締結し、既設住宅に感震ブレーカーを設置する工事を行い、補助決定者の補助金交付請求および受領に関する全ての権限を補助決定者より委任された事業者

(補助対象者)

第3条 この要綱により補助を受けることができる者は、既設住宅または新築住宅に居住し、既設住宅または新築住宅において感震ブレイカーを設置しようとする個人とする。ただし、既設住宅および新築住宅のうち、木造共同住宅を所有する者が感震ブレイカーを設置する場合、その木造共同住宅に自らが居住する部屋部分に限る。

(補助回数の制限)

第4条 この要綱により補助を受けることができる回数は、その補助を受けようとする年度において既設住宅および新築住宅のいずれか個人で1回とする。

(補助金額)

第5条 この要綱による補助金額は、予算の範囲内で、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、補助金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

- (1) 既設住宅 補助対象経費の3分の2 (上限50,000円)
- (2) 新築住宅 10,000円

(補助金の交付申請)

第6条 この要綱による補助金の交付申請は、次の各項に定める申請書および必要な書類を感震ブレイカー設置前に区長に提出しなければならない。

- 2 既設住宅に感震ブレイカーを設置し、補助金の交付を受けようとする者は、品川区感震ブレイカー設置推進事業補助金交付申請書(既設住宅用)(第1号様式)を提出しなければならない。
- 3 新築住宅に感震ブレイカーを設置し、補助金の交付を受けようとする者は、品川区感震ブレイカー設置推進事業補助金交付申請書(新築住宅用)(第2号様式)を提出しなければならない。

(申請期日)

第7条 既設住宅および新築住宅に感震ブレイカーを設置し、補助金の交付を受けようとする者は、その交付を受けようとする年度の2月末日までに区長へ申請書を提出しなければならない。

(補助金の交付決定および補助金額の確定)

第8条 区長は、第6条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類の審査を行い、補助の要件を満たすと認めるときは、補助金の交

付および補助金額を決定し、品川区感震ブレイカー設置推進事業補助金交付決定通知書（既設住宅・新築住宅用）（第3号様式、以下「決定通知書」という。）により補助決定者に通知する。

- 2 区長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金交付の決定に際して条件を付し、また必要に応じて現地確認をすることができる。
- 3 区長は、第1項の審査により、補助の要件を満たしていないと認めるときは、品川区感震ブレイカー設置推進事業補助金不交付決定通知書（既設住宅・新築住宅用）（第4号様式）により、通知する。

（指定業者への指示）

第9条 区長は、既設住宅に感震ブレイカーを設置する指定業者に品川区感震ブレイカー設置推進事業指示書（第5号様式）により指示する。

（領収書の発行）

第10条 既設住宅に感震ブレイカーの設置工事を完了した指定業者は、補助対象経費から補助金額を差し引いた負担分の領収書を補助決定者に発行するものとする。

（補助の取下げ・取止め）

第11条 補助決定者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、品川区感震ブレイカー設置推進事業補助金（取下げ・取止め）届出書（既設住宅・新築住宅）（第6号様式）を区長に提出しなければならない。

- （1）補助金の交付決定後、感震ブレイカーの購入または設置を取止めるとき。
- （2）その他、補助金の交付申請を取下げるとき。

（補助金交付の請求）

第12条 既設住宅に感震ブレイカーの設置を完了した指定業者は、品川区感震ブレイカー設置推進事業補助金に関する委任状（第7号様式、以下「委任状」という。）を添えて、補助金を請求するものとする。

- 2 新築住宅に感震ブレイカーの設置を完了した補助決定者は、速やかに品川区感震ブレイカー設置推進事業補助金交付請求書（第8号様式）により、区長に補助金の交付を請求しなければならない。
- 3 前二項ともに品川区感震ブレイカー設置推進事業実績報告書（既設住宅・新築住宅用）（第9号様式）を請求と併せて提出しなければならない。

(補助金交付請求の委任)

第13条 既設住宅に感震ブレイカーを設置し、決定通知書による工事が完了した指定業者は、感震ブレイカー設置工事完了に際し、補助金交付請求および受領に関する全ての権限を受任するため、委任状を補助決定者から徴するものとする。

- 2 新築住宅に感震ブレイカーを設置し、前条第2項の規定による請求をする者は、補助金の受領について当該工事を実施した施工者に委任することができる。その場合は、前条第2項の規定による請求の際に、併せて当該受領に関する品川区感震ブレイカー設置推進事業委任状(第10号様式)を区長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 区長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の一部または全部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 区長が補助金の交付決定に際して付した条件に違反したとき。
- (3) その他、この要綱の規定に違反する等、区長が補助金の交付を不相当と認める事由が生じたとき。

- 2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定の一部または全部を取り消した場合は、品川区感震ブレイカー設置推進事業補助金交付決定(一部・全部)取消通知書(既設住宅・新築住宅用)(第11号様式)により、その旨を補助決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、品川区感震ブレイカー設置推進事業補助金返還請求書(既設住宅・新築住宅用)(第12号様式)により、補助決定者に対して期限を定め、その返還を求めるものとする。

(他商品の宣伝および販売の禁止)

第16条 指定業者は、感震ブレイカー設置工事の際、補助決定者に対して他商品を宣伝し、または販売してはならない。ただし、補助決定者から希望のあった場合は、この限りではない。

(財産処分制限期間)

第17条 品川区補助金等交付規則第18条に規定する目的に反する使用、譲渡、交換または貸し付けを制限する期間は、設置が完了した日より10年とする。ただし、家を新築、改築を行う場合、天災による場合等はこの限りではない。

(免責)

第18条 この事業は、地震発生時の家屋の出火および延焼から生命・財産を守ることを保証するものではなく、被害が発生しても品川区はその責任を負わないものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、防災まちづくり部長が定める。

付 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。